

山梨県浄化槽指導要綱新旧対照表

新	旧
(法定検査の申込) 第8条 浄化槽を設置し、又は浄化槽の構造若しくは規模の変更をしようとする者は、前2条の規定により浄化槽の設置手続きを行う際に、7条検査及び11条検査の申込書（第3号様式）を2部提出するものとする。 第1号様式（第7条関係） (略) 行政庁記入欄 ※1 2欄、3欄及び7欄は、該当する事項を○で囲むこと。 2 11欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。 3 12欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。 この届出書に記載された個人情報は、浄化槽法による検査を行うために、山梨県知事の指定検査機関（一般社団法人山梨県浄化槽協会）においても利用させていただきます。 第2号様式（第7条関係） (略) 行政庁記入欄 ※1 4欄、5欄及び9欄は、該当する事項を○で囲むこと。 2 13欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。 3 14欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。 この届出書に記載された個人情報は、浄化槽法による検査を行うために、山梨県知事の指定検査機関（一般社団法人山梨県浄化槽協会）においても利用させていただきます。	(法定検査の申込) 第8条 浄化槽を設置し、又は浄化槽の構造若しくは規模の変更をしようとする者は、前2条の規定により浄化槽の設置手続きを行う際に、7条検査_____の申込書（第3号様式）を2部提出するものとする。 第1号様式（第7条関係） (略) 行政庁記入欄 ※1 2欄、3欄及び7欄は、該当する事項を○で囲むこと。 2 11欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。 3 12欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。 この届出書に記載された個人情報は、浄化槽法による検査を行うために、山梨県知事の指定検査機関（_____社団法人山梨県浄化槽協会）においても利用させていただきます。 第2号様式（第7条関係） (略) 行政庁記入欄 ※1 4欄、5欄及び9欄は、該当する事項を○で囲むこと。 2 13欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。 3 14欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。 この届出書に記載された個人情報は、浄化槽法による検査を行うために、山梨県知事の指定検査機関（_____社団法人山梨県浄化槽協会）においても利用させていただきます。

新

第3号様式（第8条関係）

法定検査受検申込書

浄化槽法第7条及び第11条に規定する「水質に関する検査(法定検査^{※1})」を申し込みます。

施設名（個人宅の場合は世帯主等のお名前）：

所在地（裏面に案内図も記載してください）：

浄化槽の人槽：人槽

浄化槽使用開始（予定）：年 月 日

浄化槽設置補助金（市町村補助）の有無：有・無

（指定検査機関^{※2}）

一般社団法人 山梨県浄化槽協会長 殿

年 月 日

申込者 住 所

氏 名

TEL

（日中に連絡が取れる番号を記載してください。）

浄化槽設置等に係る業者※

名 称（又は氏名）

住 所

連絡先

※ 申込者に連絡がとれない場合など、第7条検査の実施に際して、浄化槽協会から問合せを行う場合がありますので、必ず記載してください。

*1 浄化槽をお使いの方は、浄化槽の使用を開始した3～8か月の間に1回目の法定検査（浄化槽法第7条）を、その後は毎年1回の法定検査（浄化槽法第11条）を、指定検査機関に依頼して受けることが、浄化槽法で義務付けられています。

*2 一般社団法人山梨県浄化槽協会（住所：甲府市西下条町965）は、浄化槽法に基づき、山梨県から唯一指定された指定検査機関です。

* 法定検査手数料は、県の承認を受けて決められています。（裏面参照）

* 法定検査の結果は、浄化槽法に基づき、指定検査機関から関係行政機関に報告されます。

〔法定検査についてご不明な点は、山梨県浄化槽協会（電話055-228-1132）又は山梨県森林環境部大気水質保全課（電話055-223-1511）にお問い合わせください。〕

確認欄	市町村 (受理確認)	☐ 記載事項チェック	林務環境事務所 (經由確認)	浄化槽協会	受付日
		☐ 補助金チェック			

旧

第3号様式（第8条関係）

法定検査受検申込書

浄化槽法第7条に規定する「水質に関する検査」を申し込みます。

記

施設名	所在地	人槽	方式
浄化槽使用開始日（予定）		平成 年 月 日	

平成 年 月 日

申込者 住 所

氏 名

TEL

新

旧

【案内図】

(指定検査機関が法定検査に伺うため、目印になる施設等も含めて記載ください。)

検査手数料(非課税)

処理対象人員	第7条検査手数料	第11条検査手数料
10人槽以下	8,000円	4,000円
11～ 50人槽	10,000円	6,000円
51～ 100人槽	12,000円	8,000円
101～ 300人槽	14,000円	10,000円
301～ 500人槽	17,000円	13,000円
501～ 1,000人槽	20,000円	16,000円
1,001人槽以上	24,000円	20,000円

(平成28年4月1日時点)